

西宮市立中央病院がん登録部会要綱

(目的)

第1条 西宮市立中央病院における院内がん登録（以下「院内がん登録」という。）の実施と運営にあたって必要なことを協議するために、西宮市立中央病院がん登録部会を設置する。院内がん登録の実施と運営は、本部会において定める西宮市立中央病院院内がん登録実施要綱に基づいて行う。

(構成)

第2条 本委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- | | |
|---------|----|
| (1) 医師 | 2名 |
| (2) 薬剤師 | 1名 |
| (3) 看護部 | 1名 |
| (4) 医事課 | 1名 |

(委員長とその職務)

第3条 委員長は院長が任命し、部会を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは委員長が予め指定した委員が委員長の職務を代行する。

(会議)

第4条 本部会は必要の都度開催し、委員長が招集するものとする。

(関係者の委員会への出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(付議事項)

第6条 本部会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 院内がん登録の目的と機能に関すること
- (2) 登録対象、収集項目の決定に関すること
- (3) 登録患者の予後調査に関すること
- (4) その他、部会が必要と認める事項

(部会の設置)

第7条 委員長は必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の委員は、委員長が指名する。

(担当部課)

第8条 本部会の事務局は医事課診療情報管理室で行う。

付則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。